

20 諸庁文第631号

独立行政法人国立文化財機構

平成20年6月26日付け独法文財第11号で提出のあった第1期事業年度（平成19事業年度）財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条の規定に基づき承認します。

平成21年3月31日

文 部 科 学 大 臣 塩 谷 章

20 諸庁文第 631 号  
平成 21 年 3 月 31 日

独立行政法人国立文化財機構  
理事長 佐々木 丞平 殿

文化庁次長  
高 塩 至

独立行政法人国立文化財機構の第 1 期事業年度（平成 19 事業年度）  
財務諸表の承認について（通知）

平成 20 年 6 月 26 日付け独法文財第 11 号で提出のあった  
独立行政法人国立文化財機構第 1 期事業年度（平成 19 事業年度）  
財務諸表について、平成 21 年 3 月 31 日付けで、文部科学大臣に  
承認されたので通知します。